



鳥取県公報

令和8年3月31日（火）
号外第26号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則（26）（税務課）・・・・・・・・・・ 3

公布された規則のあらまし

◇鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

地方税法等の一部が改正され、自動車税の環境性能割の廃止等が行われることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県税条例施行規則の一部改正

ア 自動車税の環境性能割の廃止に伴い、税目名称の変更等所要の規定の整備を行う。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県納税貯蓄組合規則の一部改正

第1号様式中自動車税種別割を自動車税に改める。

(3) 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部改正

様式第1号中自動車税種別割を自動車税に改める。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、令和8年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則について所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第5節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第6節 自動車税(第50条—<u>第50条の21</u>)</p> <p style="padding-left: 20px;">第7節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>(徴税吏員)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。)第2条第1項第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 令和の改新戦略本部税務課に勤務する県の<u>一般職の職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 県税事務所に勤務する県の<u>一般職の職員(会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。)</u></p> <p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とし、第1号又は第3号に掲げる徴収金にあってはそれぞれ第1号又は第3号に定める納付書(領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。)により納付し、第2号又は第4号に掲げる徴収金にあってはそれぞれ第2号又は第4号に定める書類の提出の際に納付するものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第5節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第6節 自動車税(第50条—<u>第50条の20</u>)</p> <p style="padding-left: 20px;">第7節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>(徴税吏員)</p> <p>第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「条例」という。)第2条第1項第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 令和の改新戦略本部税務課に勤務する県の職員(<u>臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 県税事務所に勤務する県の職員(<u>臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)</u></p> <p>(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)</p> <p>第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、次の各号に掲げる徴収金とし、第1号又は第3号に掲げる徴収金にあってはそれぞれ第1号又は第3号に定める納付書(領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。)により納付し、第2号又は第4号に掲げる徴収金にあってはそれぞれ第2号又は第4号に定める書類の提出の際に納付するものとする。</p>

- (1) 略
- (2) 自動車税（条例第142条第2項に規定する方法により納付する場合に限る。） 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第16号の43様式
- (3) 自動車税（条例第142条第2項に規定する方法により納付する場合を除く。） 第1号様式の3その6及び第1号様式の3その7
- (4) 略

（税額等変更通知書）

第5条の2 所長は、納税通知書を発した後にあって、その記載した事項のうち課税標準、税率又は税額が過大又は過少であるためこれを変更しようとする場合は、第5号様式の2による税額等変更通知書により当該納税者に通知するものとする。ただし、自動車税の額を変更しようとする場合においては、当該変更により既納の徴収金が過納となるため当該徴収金を還付し、又は充当するときに限り、第17号様式その2により通知するものとする。

（口座振替の方法による個人の事業税等の納付）

第14条の2 個人が行う事業に対する事業税又は自動車税を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第155条の規定による口座振替の方法（第50条の20において「口座振替の方法」という。）によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書・自動払込受付通知書（以下この条において「依頼書」という。）を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に提出しなければならない。ただし、指定金融機関等に対しては、当該指定金融機関等が指定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をもって依頼書の提出に代えることができる。

2 略

（法人の県民税均等割の減免の手続）

第35条の5 略

- (1) 略
- (2) 自動車税の環境性能割（条例第137条の11第1項に規定する方法により納付する場合に限る。）及び種別割（条例第142条第2項に規定する方法により納付する場合に限る。） 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「総務省令」という。）第16号の43様式
- (3) 自動車税の種別割（条例第142条第2項に規定する方法により納付する場合を除く。） 第1号様式の3その6及び第1号様式の3その7
- (4) 略

（税額等変更通知書）

第5条の2 所長は、納税通知書を発した後にあって、その記載した事項のうち課税標準、税率又は税額が過大又は過少であるためこれを変更しようとする場合は、第5号様式の2による税額等変更通知書により当該納税者に通知するものとする。ただし、自動車税の種別割の額を変更しようとする場合においては、当該変更により既納の徴収金が過納となるため当該徴収金を還付し、又は充当するときに限り、第17号様式その2による自動車税種別割税額変更・還付（充当）通知書により通知するものとする。

（口座振替の方法による個人の事業税等の納付）

第14条の2 個人が行う事業に対する事業税又は自動車税の種別割を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第155条の規定による口座振替の方法（第50条の19の3において「口座振替の方法」という。）によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書・自動払込受付通知書（以下この条において「依頼書」という。）を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に提出しなければならない。ただし、指定金融機関等に対しては、当該指定金融機関等が指定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をもって依頼書の提出に代えることができる。

2 略

（法人の県民税均等割の減免の手続）

第35条の5 略

2 略
 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、減免を受けた事業年度以降においては、アに掲げる書類（第1項第2号アに掲げる要件に該当する法人に限る。）を除き、添付を要しない。

ア 略

イ 略

ウ 略

4・5 略

（法人の事業税及び特別法人事業税の申告納付期限の承認）

第37条 所長は、地方税法施行規則第4条の4の規定による申請書を受理したときは、その適否を調査の上承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第55号様式による通知書で通知しなければならない。

（納税済印）

第50条 条例第143条第2項に規定する規則で定める納税済印は、第64号様式のとおりとする。

（自動車税の課税免除に係る構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車の範囲）

第50条の2 条例第137条第4号に規定する自動車は、身体障害、知的障害又は精神障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「身体障害者等」という。）の利用に専ら供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車とする。

（自動車税の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲）

第50条の3 条例第137条第10号に規定する規則で定める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規

2 略
 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、減免を受けた事業年度以降においては、イに掲げる書類（第1項第2号アに掲げる要件に該当する法人に限る。）を除き、添付を要しない。

ア 定款又は寄附行為

イ 略

ウ 登記事項証明書その他法人の設立を証する書面

エ 略

オ 略

4・5 略

（法人の事業税及び特別法人事業税の申告納付期限の承認）

第37条 所長は、総務省令第4条の4の規定による申請書を受理したときは、その適否を調査の上承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第55号様式による通知書で通知しなければならない。

（納税済印）

第50条 条例第137条の11第2項及び第143条第2項に規定する規則で定める納税済印は、第64号様式のとおりとする。

第50条の2から第50条の7まで 削除

（種別割の課税免除に係る構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車の範囲）

第50条の8 条例第137条第2項第4号に規定する自動車は、身体障害、知的障害又は精神障害を有し歩行が困難な者（以下この条において「身体障害者等」という。）の利用に専ら供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車とする。

（種別割の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲）

第50条の9 条例第137条第2項第10号に規定する規則で定める基準を満たす一般乗合用のバスは、同

定する補助金に係るバス路線（以下「生活路線」という。）を運行する一般乗合用のバス（以下「課税免除対象バス」という。）のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日（同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。）において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条第1項の業務記録によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。

$$\text{生活路線走行率} = \frac{\text{基準日における生活路線の走行キロ数}}{\text{基準日における全走行キロ数}}$$

2 略

3 年度の中で課税免除対象バスに代わり他の一般乗合用のバスが当該課税免除対象バスが運行していた生活路線において運行することとなった場合には、当該年度においては、当該他の一般乗合用のバスについては、条例第137条の課税免除を行わないものとする。

（自動車税の課税免除の手続）

第50条の4

号に規定する補助金に係るバス路線（以下「生活路線」という。）を運行する一般乗合用のバス（以下「課税免除対象バス」という。）のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日（同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。）において、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条第1項の業務記録によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。

$$\text{生活路線走行率} = \frac{\text{基準日における生活路線の走行キロ数}}{\text{基準日における全走行キロ数}}$$

2 略

3 年度の中で課税免除対象バスに代わり他の一般乗合用のバスが当該課税免除対象バスが運行していた生活路線において運行することとなった場合には、当該年度においては、当該他の一般乗合用のバスについては、条例第137条第2項の課税免除を行わないものとする。

（自動車税の課税免除の手続）

第50条の10 条例第137条第1項第2号及び第3号の規定により環境性能割の課税免除を受けようとする者は、条例第137条の9第1項に規定する申告書の提出期限（東部県税事務所長が特に認める場合にあっては、当該申告書を提出した日から1月を経過する日。以下この節において「申請期限」という。）までに、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を東部県税事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条	第64号様式の2	ア 運転計画表（第64号様式の3）

--	--	--

条例第137条第4号から第11号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「課税免除申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

略

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条第4号に係るもの	第64号様式の4	

第1項第2号に係るもの	の1	イ 自動車検査証の写し ウ その他所有又は使用の事実を証する写真又は書類
(2) 条例第137条第1項第3号に係るもの	第64号様式の2その2	ア 自動車検査証の写し イ 特例非営利活動法人の設立の認証書の写し ウ 特定非営利活動法人の設立に係る登記事項証明書 エ 自動車を無償で譲り受けたことを証する書類 オ 自動車の使用目的を証する書類 カ 自動車の写真

3 条例第137条第2項第4号から第11号までの規定により種別割の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、課税免除申請書等を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

略

4 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条第2項第4号に係るもの	第64号様式の4	ア 特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類（前年度から引き続き同一車両について課税免除を受けようとする場合（以

		<p>ア 略</p> <p>イ 特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真（前年度から引き続き同一車両について課税免除を受けようとする場合（以下この表において「<u>継続免除の場合</u>」という。）を除く。）</p>			<p>下この表において「<u>継続免除の場合</u>」という。）を除く。）</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真（<u>継続免除の場合</u>を除く。）</p>
(2) 条例第137条第5号から第9号までに係るもの	第64号様式の2	略	(2) 条例第137条第2項第5号から第9号までに係るもの	第64号様式の2その1	略
(3) 条例第137条第10号に係るもの	第64号様式の5	略	(3) 条例第137条第2項第10号に係るもの	第64号様式の5	略
(4) 条例第137条第11号に係るもの	第64号様式の2	略	(4) 条例第137条第2項第11号に係るもの	第64号様式の2その1	略

(自動車税の課税免除の承認)

第50条の5

前条第1項の規定による自動車税の課税免除申請書等を受理した所長は、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しな

(自動車税の課税免除の承認)

第50条の11 東部県税事務所長は、前条第1項の規定による環境性能割の課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第64号様式の6その1により通知しなければならない。

2 所長は、前条第3項の規定による種別割の課税免除申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知し

なければならない。

申請	通知書
(1) <u>前条第2項の表第1号、第2号又は第4号に係るもの</u>	略
(2) <u>前条第2項の表第3号に係るもの</u>	

(自動車税の課税免除の額)

第50条の6 年度の中途において条例第137条の規定により課税免除すべき事由に該当することとなった場合又は第50条の4第1項の表第1号に規定する提出期限経過後に自動車税の課税免除の申請があった場合においては、申請のあった月（災害その他の真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合又は賦課期日の属する月中に課税免除すべき事由に該当し、かつ、同号に規定する提出期限内に申請があった場合にあつては、当該課税免除すべき事由に該当することとなった月）の翌月から月割をもって計算した額を課税免除する。

(自動車税の課税免除の取消し)

第50条の7

所長は、第50条の5の規定により自動車税の課税免除の承認をした自動車のうち、当該課税免除の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の7により通知しなければならない。

2 略

(自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲等)

第50条の8 略

(自動車税の減免に係る生計を一にする者の範囲)

第50条の9 略

なければならない。

申請	通知書
(1) <u>前条第4項の表第1号、第2号及び第4号に係るもの</u>	略
(2) <u>前条第4項の表第3号に係るもの</u>	

(種別割の課税免除の額)

第50条の12 年度の中途において条例第137条第2項の規定により課税免除すべき事由に該当することとなった場合又は第50条の10第3項の表第1号に規定する提出期限経過後に種別割の課税免除の申請があった場合においては、申請のあった月（災害その他の真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合又は賦課期日の属する月中に課税免除すべき事由に該当し、かつ、同号に規定する提出期限内に申請があった場合にあつては、当該課税免除すべき事由に該当することとなった月）の翌月から月割をもって計算した額を課税免除する。

(自動車税の課税免除の取消し)

第50条の13 東部県税事務所長は、第50条の11第1項の規定により環境性能割の課税免除の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の7により通知しなければならない。

2 東部県税事務所長は、前項の規定により課税免除の承認を取り消したときは、課税免除をしていた税額の全額を賦課徴収する。

3 所長は、第50条の11第2項の規定により種別割の課税免除の承認をした自動車のうち、当該課税免除の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の7により通知しなければならない。

4 略

(自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲等)

第50条の13の2 略

(自動車税の減免に係る生計を一にする者の範囲)

第50条の13の3 略

(自動車税の減免に係る常時介護者の範囲)

第50条の10 略

(自動車税の減免に係る用途の制限)

第50条の11 条例第137条の2第1項第1号イ又はウに規定する自動車は、専ら当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のために運転する自動車で、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものとする。

(自動車税の減免に係る台数の制限)

第50条の12

身体障害者等のための軽自動車等 (法第442条第1号に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。)に係る軽自動車税の自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、当該課税免除又は減免を受け

(自動車税の減免に係る常時介護者の範囲)

第50条の13の4 略

(自動車税の減免に係る用途の制限)

第50条の13の5 条例第137条の2第1項第1号イ又はウ及び同条第2項第1号(同条第1項第1号アに該当するものを除く。)に規定する自動車は、専ら当該身体障害者等の通院、通所、通学、生業その他日常生活における移動のために運転する自動車で、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものとする。

(自動車税の減免に係る台数の制限)

第50条の13の6 条例第137条の2第2項第1号の規定による種別割の減免を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等(法第442条の2第1項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。)に係る軽自動車税の種別割について市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、当該種別割の減免又は軽自動車税の種別割の課税免除若しくは減免を受けている期間に限り、条例第137条の2第1項第1号に規定する自動車については、同項の環境性能割の減免を行わないものとする。ただし、当該減免に係る自動車又は課税免除若しくは減免に係る軽自動車等について次の各号に掲げる事項を行う日のうちいずれか早い日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車については、この限りでない。

(1) 移転登録(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第13条第1項の移転登録をいう。以下同じ。)

(2) 抹消登録(道路運送車両法第15条から第16条までの規定による永久抹消登録、輸出抹消登録及び一時抹消登録をいう。以下同じ。)

(3) 自動車検査証の返納(道路運送車両法第69条第1項に規定する自動車検査証の返納をいう。以下同じ。)

(4) 前号に準ずるものとして東部県税事務所長が認める事項

2 身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税の種別割について、市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、当該課税免除又は減免を受けている期間に限り、条例第137条の2第2項第1号に規定する自動

ている期間に限り、条例第137条の2第1項第1号に規定する自動車については、同項の自動車税の減免を行わないものとする。ただし、当該軽自動車等について次の各号に掲げる事項を行う日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車については、この限りでない。

(1) 自動車検査証の返納（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第69条第1項に規定する自動車検査証の返納をいう。以下同じ。）

(2) 前号に準ずるものとして東部県税事務局長が認める事項

(自動車税の減免の対象となった自動車に代わる自動車の範囲)

第50条の13 条例第137条の2第1項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車は、同項第1号の規定に該当することにより自動車税の減免を受けている者がその減免の対象となった自動車の移転登録（道路運送車両法第13条第1項の移転登録をいう。以下同じ。）又は抹消登録（道路運送車両法第15条から第16条までの規定による永久抹消登録、輸出抹消登録及び一時抹消登録をいう。以下同じ。）を行う日の1月前の

車については、同項の種別割の減免を行わないものとする。ただし、当該軽自動車等の自動車検査証の返納その他これに準ずるものとして東部県税事務局長が認める事項を行う日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車については、この限りでない。

(環境性能割の減免に係る構造上身体障害者等の利用に供するための自動車の範囲)

第50条の13の7 条例第137条の2第1項第2号に規定する自動車は、身体障害者等の利用に供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車、これらに相当する構造の変更が行われた自動車及び身体障害者等の利用に供する超低床型バスとする。

(環境性能割の減免に係る専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされた自動車で営業用のものの範囲)

第50条の13の8 条例第137条の2第1項第3号に規定する自動車は、専ら身体障害者等が運転するために運転装置又は制御装置を装着する自動車その他専ら身体障害者等が運転するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車で、タクシー等の用途に供される営業用自動車とする。

(種別割の減免の対象となった自動車に代わる自動車の範囲)

第50条の13の9 条例第137条の2第2項ただし書に規定する減免の対象となった自動車に代わる自動車は、同項第1号の規定に該当することにより種別割の減免を受けている者がその減免の対象となった自動車の移転登録又は抹消登録を行う日の1月前の日以後に新たに納税義務が発生した自動車を含むものとする。

日以後に新たに納税義務が発生した自動車を含むものとする。

(自動車税の減免に係る中古自動車販売業者の要件)

第50条の14 条例第137条の2第1項第2号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 自動車税について、申請年度の納期限において滞納がないこと。
- (2)・(3) 略

(自動車税の減免に係る教育練習用自動車の範囲)

第50条の15 条例第137条の2第1項第3号に規定する自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。ただし、第1号の自動車については同号に掲げる算式により算定して得た台数を、第2号の自動車については鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が路上練習用自動車として認定した台数を限度として、申請に基づき認定するものとする。

- (1)・(2) 略

(自動車税の減免の手続)

第50条の16

(種別割の減免に係る中古自動車販売業者の要件)

第50条の14 条例第137条の2第2項第2号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 種別割について、申請年度の納期限において滞納がないこと。
- (2)・(3) 略

(種別割の減免に係る教育練習用自動車の範囲)

第50条の15 条例第137条の2第2項第3号に規定する自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。ただし、第1号の自動車については同号に掲げる算式により算定して得た台数を、第2号の自動車については鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が路上練習用自動車として認定した台数を限度として、申請に基づき認定するものとする。

- (1)・(2) 略

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 条例第137条の2第1項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、申請期限までに、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を東部県税事務所長に提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、申請期限の経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、第50条の13の6第1項ただし書に規定する自動車に係る環境性能割の減免申請書等のうち、次項の表第1号右欄エ又はオ及び第2号右欄カ又はキに掲げる書類は、当該自動車に係る納税義務が発生した日から1月を経過する日までに提出しなければならない。

3 第1項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条の2第1	第64号様式の8その1	ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は

	<p>項第1号 アに係る もの</p>		<p>精神障害者保健福祉手帳の写し イ 運転免許証の写し ウ 自動車検査証の写し エ 既に種別割の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類 オ 既に軽自動車税の種別割の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</p>
	<p>(2) 条例 第137条 の2第1 項第1号 イ及びウ に係るもの</p>	<p>第64号様 式の8そ の1</p>	<p>ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ 身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの（以下「生計同一者運転分」という。）にあっては、福祉事務所の長（福祉事務所を設置しない町村にあっては当該町村の長。以下「福祉事務所等の長」という。）が発行する生計同一証明書（第64号様式の9）その他の生計を一にすることが確認できる書類</p>

<p>条例第137条の2第1項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、<u>申請書及び減免を受けようとする事由</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="813 181 1005 1411"></td> <td data-bbox="1005 181 1133 1411"></td> <td data-bbox="1133 181 1406 1411"> <p>ウ 身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（以下「常時介護者運転分」という。）にあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書（第64号様式の9）</p> <p>エ 運転免許証の写し</p> <p>オ 自動車検査証の写し</p> <p>カ 既に種別割の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類</p> <p>キ 既に軽自動車税の種別割の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1411 1005 2031"> <p>(3) 条例第137条の2第1項第2号及び第3号に係るもの</p> </td> <td data-bbox="1005 1411 1133 2031"> <p>第64号様式の4</p> </td> <td data-bbox="1133 1411 1406 2031"> <p>ア 特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類</p> <p>イ 自動車検査証の写し</p> <p>ウ 特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真</p> </td> </tr> </table> <p>4 条例第137条の2第2項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、<u>減免申請書等</u>を提出しなければならない</p>			<p>ウ 身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（以下「常時介護者運転分」という。）にあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書（第64号様式の9）</p> <p>エ 運転免許証の写し</p> <p>オ 自動車検査証の写し</p> <p>カ 既に種別割の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類</p> <p>キ 既に軽自動車税の種別割の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</p>	<p>(3) 条例第137条の2第1項第2号及び第3号に係るもの</p>	<p>第64号様式の4</p>	<p>ア 特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類</p> <p>イ 自動車検査証の写し</p> <p>ウ 特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真</p>
		<p>ウ 身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（以下「常時介護者運転分」という。）にあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書（第64号様式の9）</p> <p>エ 運転免許証の写し</p> <p>オ 自動車検査証の写し</p> <p>カ 既に種別割の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類</p> <p>キ 既に軽自動車税の種別割の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</p>					
<p>(3) 条例第137条の2第1項第2号及び第3号に係るもの</p>	<p>第64号様式の4</p>	<p>ア 特別の仕様により製造された自動車の価額を証する書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類</p> <p>イ 自動車検査証の写し</p> <p>ウ 特別の仕様による製造又は構造変更の事実を証する写真</p>					

を記載した書類（以下この節において「減免申請書等」という。）を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

略

2 前項の表第2号中欄の規定にかかわらず、第50条の12ただし書又は第50条の13に規定する自動車に係る自動車税の減免申請書等のうち、次項の表第2号右欄エ又はオ及び第4号右欄カ又はキに掲げる書類は、当該自動車に係る納税義務が発生した日から1月を経過する日までに提出しなければならない。

3 第1項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条の2第1項第1号アに係るもの（前年度から引き続き同一車両について減免を受けようとする場合（以下この表において「継続減免の場合」という。）に限る。）	第64号様式の8その2	
(2) 条例	第64号様	ア 略

い。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

略

5 前項の表第2号中欄の規定にかかわらず、第50条の13の6第2項ただし書又は第50条の13の9に規定する自動車に係る種別割の減免申請書等のうち、次項の表第2号右欄エ又はオ及び第4号右欄カ又はキに掲げる書類は、当該自動車に係る納税義務が発生した日から1月を経過する日までに提出しなければならない。

6 第4項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条の2第2項第1号（同条第1項第1号アに該当するものに限る。）に係るもの（前年度から引き続き同一車両について減免を受けようとする場合（以下この表において「継続減免の場合」という。）に限る。）	第64号様式の8その2	
(2) 条例	第64号様	ア 略

<p><u>第137条の2第1項第1号</u>に係るもの ((1)に掲げるものを除く。)</p>	<p>式の8その1</p>	<p>イ <u>運転免許証の写し(道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者</u>にあつては、<u>当該者が免許を受けていることを証するに足りる書面を含む。以下同じ。)</u> ウ 略 エ 既に<u>自動車税</u>の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類 オ 既に<u>軽自動車税</u>の課税免除又は減免を受けている場合は、<u>自動車検査証の返納を証する書類</u>その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</p>	<p><u>第137条の2第2項第1号</u> (同条第1項第1号)に該当するものに限り、<u>当該号アに該当するものを除く。</u></p>	<p>式の8その1</p>	<p>イ <u>運転免許証の写し</u> ウ 略 エ 既に<u>種別割</u>の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類 オ 既に<u>軽自動車税の種別割</u>の課税免除又は減免を受けている場合は、<u>自動車検査証の返納を証する書類</u>その他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類</p>
<p>(3) <u>条例第137条の2第1項第1号イ</u>又はウに係るもの(継続減免の場合に限る。)</p>	<p>第64号様式の8その3</p>	<p>ア <u>身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの(以下この表において「生計同一者運転分」という。)</u>にあつては、<u>福祉事務所の長(福祉事務所を設置しない町村にあつては当該町村の長。以下この表において「福祉事務所等の長」という。)</u>が発行する</p>	<p>(3) <u>条例第137条の2第2項第1号</u> (同条第1項第1号)に該当するものを除く。に限り、<u>当該号アに該当するものを除く。</u></p>	<p>第64号様式の8その3</p>	<p>ア <u>生計同一者運転分</u>にあつては、<u>福祉事務所等の長</u>が発行する生計同一証明書(第64号様式の9)その他の生計を一にすることが確認できる書類(前年度の減免の申請に係る運転者に異動がある場合又は前年度の減免の申請に係る身体障害者等、所有者若しくは運転者</p>

		<p>生計同一証明書 （第64号様式の9）その他の生計を一にすることが確認できる書類 （前年度の減免の申請に係る運転者に異動がある場合又は前年度の減免の申請に係る身体障害者等、所有者若しくは運転者の氏名若しくは住所に異動がある場合（イにおいて「<u>運転者等に異動がある場合</u>」という。）に限る。）</p> <p>イ <u>身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（以下この表において「<u>常時介護者運転分</u>」という。）</u>にあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書（第64号様式の9）（<u>運転者等に異動がある場合に限る。</u>）</p> <p>ウ 略</p>			<p>の氏名若しくは住所に異動がある場合に限る。）</p> <p>イ <u>常時介護者運転分</u>にあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書（第64号様式の9）</p> <p>ウ 略</p>
<p>（4）<u>条例第137条の2第1項第1号イ又はウ</u>に係るもの（（3）に掲げるものを除く。）</p>	<p>第64号様式の8その1</p>	<p>ア～オ 略</p> <p>カ 既に<u>自動車税</u>の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類</p> <p>キ 既に<u>軽自動車税</u>の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その他の軽自</p>	<p>（4）<u>条例第137条の2第2項第1号</u>（<u>同条第1項第1号アに該当するものを除く。</u>）に係るもの（（3）に掲げるも</p>	<p>第64号様式の8その1</p>	<p>ア～オ 略</p> <p>カ 既に<u>種別割</u>の減免を受けている場合は、当該減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類</p> <p>キ 既に<u>軽自動車税</u>の<u>種別割</u>の課税免除又は減免を受けている場合は、自動車検査証の返納を証する書類その</p>

		動車等を使用しなくなったことが確認できる書類			他の軽自動車等を使用しなくなったことが確認できる書類
(5) 条例第137条の2第1項第2号に係るもの	第64号様式の8その4	ア 一般財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所が発行する商品中古自動車証明書の写し イ 略		(5) 条例第137条の2第2項第2号に係るもの	ア 一般財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所が発行する商品中古自動車証明書 イ 略 ウ 当該減免の申請に係る自動車の当該年度における自動車税種別割納税通知書の写し エ 4月1日から申請時まで減免を受けようとする自動車を売却等した場合は、当該事実を証する書面
(6) 条例第137条の2第1項第3号に係るもの	第64号様式の8その5	略		(6) 条例第137条の2第2項第3号に係るもの	略

(自動車税の減免の承認)

第50条の17

前条第1項の規定による自動車税の減免申請書等を受理した所長は、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第3項の表第1号又は第3号に係るもの	略
(2) 前条第3項の表	

(自動車税の減免の承認)

第50条の17 東部県税事務所長は、前条第1項の規定による環境性能割の減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に第64号様式の6その1により通知しなければならない。

2 所長は、前条第4項の規定による種別割の減免申請書等を受理したときは、速やかにその適否を調査の上、承認又は不承認の決定をし、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第6項の表第1号及び第3号に係るもの	略
(2) 前条第6項の表	

第2号又は第4号に係るもの
(3) 前条第3項の表第5号に係るもの
(4) 前条第3項の表第6号に係るもの

第2号及び第4号に係るもの
(3) 前条第6項の表第5号に係るもの
(4) 前条第6項の表第6号に係るもの

(環境性能割の減免に係る構造の変更に要した金額)

第50条の17の2 条例第137条の3第1項第2号の構造の変更に要した金額は、当該自動車の取得価格のうち、車いすの固定装置若しくは運転装置の装着その他身体障害者等の利用に供するため又は専ら身体障害者等の運転のための特別の仕様又は構造の変更に要した金額とする。

(種別割の減免の額)

第50条の18 条例第137条の3第2項ただし書に規定する規則で定める計算方法は、申請のあった月（災害その他の真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合又は賦課期日の属する月中に減免すべき事由に該当し、かつ、第50条の16第4項の表第1号に規定する提出期限内に申請があった場合）にあっては、当該減免すべき事由に該当することとなった月）の翌月から減免の要件に該当していた月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。

2 条例第137条の3第2項第1号に規定する規則で定める計算方法は、賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。

(自動車税の減免の取消し)

第50条の19 東部県税事務所長は、第50条の17第1項の規定により環境性能割の減免の承認をした自動車のうち、虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に第64号様式の7により通知しなければならない。

2 東部県税事務所長は、前項の規定により減免の承認を取り消したときは、減免していた税額的全額を賦課徴収する。

3 所長は、第50条の17第2項の規定により種別割

(自動車税の減免の額)

第50条の18 条例第137条の3ただし書に規定する規則で定める計算方法は、申請のあった月（災害その他の真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合又は賦課期日の属する月中に減免すべき事由に該当し、かつ、第50条の16第1項の表第1号に規定する提出期限内に申請があった場合）にあっては、当該減免すべき事由に該当することとなった月）の翌月から減免の要件に該当していた月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。

2 条例第137条の3第1号に規定する規則で定める計算方法は、賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。

(自動車税の減免の取消し)

第50条の19

所長は、第50条の17の規定により自動車税の減

免の承認をした自動車のうち、納税義務者からの申立てがあったもの、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

区分	通知書
(1) 条例第137条の2第1項第1号又は第3号に係るもの	略
(2) 条例第137条の2第1項第2号に係るもの	

2 略

(自動車税の証明書の交付)

第50条の20 所長は、道路運送車両法第97条の2第1項の規定によって自動車の所有者が現に当該自動車に係る自動車税を滞納していないこと、条例第8条の規定により自動車税の減免を受けたこと、法第146条第1項若しくは条例第136条若しくは第137条の規定により自動車税を課税しないこととされていること又は滞納に係る自動車税について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を申請したときは、第64号様式の12その1による証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限の前日とする。ただし、自動車税を口座振替の方法により納付する納税者に交付する同項の証明書の有効期限は、当該年度の翌年度の6月20日とする。

3 前2項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者（口座振替の方法により自動車税を納付する者を除く。）に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2第1項の規定によって呈示する当該自動車

の減免の承認をした自動車のうち、納税義務者からの申立てがあったもの、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

区分	通知書
(1) 条例第137条の2第2項第1号又は第3号に係るもの	略
(2) 条例第137条の2第2項第2号に係るもの	

4 略

(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知書)

第50条の19の2 条例第137条の15の規則で定める通知書は、第64号様式の12のとおりとする。

(自動車税の証明書の交付)

第50条の19の3 所長は、道路運送車両法第97条の2第1項の規定によって自動車の所有者が現に当該自動車に係る自動車税（環境性能割を除く。以下この条において同じ。）を滞納していないこと、条例第8条の規定により種別割の減免を受けたこと、法第146条第1項若しくは条例第136条若しくは第137条第2項の規定により種別割を課税しないこととされていること又は滞納に係る自動車税について天災その他やむを得ない事由があることを証する証明書の交付を申請したときは、第64号様式の13その1による証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、当該証明書交付後最初に到来する種別割の納期限の前日とする。ただし、種別割を口座振替の方法により納付する納税者に交付する同項の証明書の有効期限は、当該年度の翌年度の6月20日とする。

3 前2項に定めるもののほか、所長は、種別割に係る納税通知書又は納付書を納税者（口座振替の方法により種別割を納付する者を除く。）に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2第1項の規定によって呈示する当該自動車につ

について自動車税の滞納がないことを証する書面（以下この条において「呈示書面」という。）として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の12その2による証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書は、出納員又は指定金融機関等若しくは条例第6条第1項第2号に掲げる知事が収納の事務を委託した者の領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に自動車税の滞納がない場合において、当該納税者が希望するときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度の6月20日とする第64号様式の12その2による証明書（当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付され、又は納付書の記載事項を記録した電磁的記録がその使用に係る電子計算機に送信されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の12その3による証明書）を交付するものとする。

（自動車税の一括納付）

第50条の21 条例第135条の2に規定する自動車税の納税義務者のうち知事が別に定める者は、自動車税を一括して納付することができる。

- 2 前項の規定により自動車税を一括して納付しようとする者は、知事が別に定めるところにより、所有する自動車の主たる定置場を所管する所長に申請しなければならない。

様式目次

（1）通則関係

第1号様式・第1号様式の2 略

第1号様式の3その1～その5 略

- その6 納税通知書・納付（納入）書（自動車税）
- その7 納税通知書・納付（納入）書兼減免決定通知書（自動車税）
- その8 納税通知書（自動車税（口座振替））
- その9 納税通知書（自動車税（証紙徴収の方法によって徴収

いて自動車税の滞納がないことを証する書面（以下この条において「呈示書面」という。）として、有効期限を当該年度の翌年度分の種別割の納期限の前日とする第64号様式の13その2による証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書は、出納員又は指定金融機関等若しくは条例第6条第1項第2号に掲げる知事が収納の事務を委託した者の領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替の方法により種別割を納付する納税者が当該年度分の種別割の納期限において現に自動車税の滞納がない場合において、当該納税者が希望するときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度の6月20日とする第64号様式の13その2による証明書（当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付され、又は納付書の記載事項を記録した電磁的記録がその使用に係る電子計算機に送信されている指定金融機関等に種別割を納付する場合にあっては、第64号様式の13その3による証明書）を交付するものとする。

（種別割の一括納付）

第50条の20 条例第135条の2に規定する種別割の納税義務者のうち知事が別に定める者は、種別割を一括して納付することができる。

- 2 前項の規定により種別割を一括して納付しようとする者は、知事が別に定めるところにより、所有する自動車の主たる定置場を所管する所長に申請しなければならない。

様式目次

（1）通則関係

第1号様式・第1号様式の2 略

第1号様式の3その1～その5 略

- その6 納税通知書・納付（納入）書（自動車税種別割）
- その7 納税通知書・納付（納入）書兼減免決定通知書（自動車税種別割）
- その8 納税通知書（自動車税種別割（口座振替））
- その9 納税通知書（自動車税種別割（証紙徴収の方法によっ

<p>することができない場 合))</p> <p>その10 納税通知書 (自動車税 (一 括納付))</p> <p>その11・その12 略</p> <p>第1号様式の4その1 略</p> <p>その2 自動車税督促状</p> <p>その3 督促状 (自動車税 (証紙徴 収の方法によって徴収す ることができない場合)、狩 猟税 (普通徴収))</p> <p>第1号様式の5～第1号様式の10 略</p> <p>(2) 賦課徴収関係</p> <p>第2号様式～第5号様式 略</p> <p>第5号様式の2その1～その4 略</p> <p>その5 自動車税税額変更通知書</p> <p>第6号様式～第16号様式の3 略</p> <p>第17号様式その1 略</p> <p>その2 自動車税税額変更・還付 (充 当) 通知書</p> <p>第17号様式の2～第45号様式 略</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(9) 自動車税関係</p> <p>第64号様式 略</p> <p>第64号様式の2 自動車税課税免除申請書</p> <p>第64号様式の3 略</p> <p>第64号様式の4 自動車税課税免除申請書 (構造変 更車)</p> <p>第64号様式の5 自動車税課税免除対象バス認定申 請書</p> <p>第64号様式の6その1 自動車税課税免除 (減免) 決定通知書</p> <p>その2 自動車税課税免除決定通知 書 (生活路線バス用)</p> <p>その3 自動車税課税免除決定通知</p>	<p>て徴収することができない 場合))</p> <p>その10 納税通知書 (自動車税種別 割 (一括納付))</p> <p>その11・その12 略</p> <p>第1号様式の4その1 略</p> <p>その2 自動車税種別割督促状</p> <p>その3 督促状 (自動車税環境性能 割 (更正、決定)、自動車 税種別割 (証紙徴収の方法 によって徴収することがで きない場合)、狩猟税 (普 通徴収))</p> <p>第1号様式の5～第1号様式の10 略</p> <p>(2) 賦課徴収関係</p> <p>第2号様式～第5号様式 略</p> <p>第5号様式の2その1～その4 略</p> <p>その5 自動車税種別割税額変更通 知書</p> <p>第6号様式～第16号様式の3 略</p> <p>第17号様式その1 略</p> <p>その2 自動車税種別割税額変更・還付 (充当) 通知書</p> <p>第17号様式の2～第45号様式 略</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(9) 自動車税関係</p> <p>第64号様式 略</p> <p>第64号様式の2 <u>その1</u> 自動車税環境性能割・自動 車税種別割課税免除申請書</p> <p><u>その2</u> 自動車税環境性能割課税免 除申請書 (特定非営利活動 法人)</p> <p>第64号様式の3 略</p> <p>第64号様式の4 自動車税種別割課税免除・自動車 税環境性能割減免申請書 (構造変 更車)</p> <p>第64号様式の5 自動車税種別割課税免除対象バス 認定申請書</p> <p>第64号様式の6その1 自動車税環境性能割・自動 車税種別割課税免除 (減 免) 決定通知書</p> <p>その2 自動車税種別割課税免除決 定通知書 (生活路線バス 用)</p> <p>その3 自動車税種別割課税免除決</p>
---	---

<p style="text-align: center;">書</p> <p>その4 自動車税納税通知書兼減免決定通知書</p> <p>第64号様式の7 自動車税課税免除（減免）決定取消通知書</p> <p>第64号様式の8その1 自動車税減免申請書（身体障害者等）</p> <p>その2 自動車税減免申請書（継続用）（身体障害者本人運転分）</p> <p>その3 自動車税減免申請書（継続用）（生計同一者・常時介護者運転分）</p> <p>その4 自動車税減免申請書（商品中古自動車）</p> <p>その5 自動車税減免申請書（教習車）</p> <p>第64号様式の9 略</p> <p>第64号様式の10 自動車税減免決定通知書（商品中古自動車）</p> <p>第64号様式の11 自動車税減免決定取消通知書（商品中古自動車）</p> <p>第64号様式の12その1 自動車税納税証明書（窓口交付用）</p> <p>その2 自動車税納税証明書（納付書用）</p> <p>その3 自動車税納税証明書（磁気テープ等又は電磁的記録用）</p> <p>(10)～(12) 略</p>	<p style="text-align: center;">定通知書</p> <p>その4 自動車税種別割納税通知書兼減免決定通知書</p> <p>第64号様式の7 <u>自動車税環境性能割・自動車税種別割課税免除（減免）決定取消通知書</u></p> <p>第64号様式の8その1 <u>自動車税環境性能割・自動車税種別割減免申請書（身体障害者等）</u></p> <p>その2 自動車税種別割減免申請書（継続用）（身体障害者本人運転分）</p> <p>その3 自動車税種別割減免申請書（継続用）（生計同一者・常時介護者運転分）</p> <p>その4 自動車税種別割減免申請書（商品中古自動車）</p> <p>その5 自動車税種別割減免申請書（教習車）</p> <p>第64号様式の9 略</p> <p>第64号様式の10 自動車税種別割減免決定通知書（商品中古自動車）</p> <p>第64号様式の11 自動車税種別割減免決定取消通知書（商品中古自動車）</p> <p>第64号様式の12 <u>更正決定通知書（自動車税環境性能割・加算金）</u></p> <p>第64号様式の13その1 自動車税納税証明書（窓口交付用）</p> <p>その2 自動車税納税証明書（納付書用）</p> <p>その3 自動車税納税証明書（磁気テープ等又は電磁的記録用）</p> <p>(10)～(12) 略</p>
--	---

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式の3その6から第1号様式の3その10までを次のように改める。

第1号様式の3その6 (第2条の2、第2条の3関係)

<p>④ 鳥取県 領収済通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>鳥取県</td> <td>口座番号</td> <td>納付額</td> <td>分類</td> <td>区分</td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>課税年度</td> <td>課税番号(登録番号)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	鳥取県	口座番号	納付額	分類	区分	取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分			期別	課税年度	課税番号(登録番号)				<p>⑤ 納付(納入)書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>鳥取県</td> <td>口座番号</td> <td>確認番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td></td> <td>納付区分</td> <td>自動車税</td> </tr> <tr> <td>課税番号</td> <td></td> <td>納税者氏名</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>納税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>円</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td>所管</td> <td>領収日付印</td> </tr> </table> <p>(金融機関/コンビニ店舗保管)</p>	加入者名	鳥取県	口座番号	確認番号	納付番号		納付区分	自動車税	課税番号		納税者氏名	様	納税額	円	延滞金	円	小計	円	合計金額	円	延滞金	円	所管	領収日付印	<p>⑥ 自動車税納税通知書兼領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>鳥取県</td> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所氏名</td> <td>様</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> </tr> <tr> <td>課税年度</td> <td>所 属</td> <td>期 別</td> <td>税 目</td> </tr> <tr> <td>課税番号</td> <td>区 分</td> <td>登録番号</td> <td>登録番号</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>上記のおおりに納付してください。</p> <p>左記金額を領収しました。 領収日付印</p> <p style="text-align: right;">(納税者保管)</p>	加入者名	鳥取県	口座番号		住所氏名	様	納付番号	確認番号	課税年度	所 属	期 別	税 目	課税番号	区 分	登録番号	登録番号	延滞金	円	合計金額	円	納付額	円
加入者名	鳥取県	口座番号	納付額	分類	区分																																																													
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																															
期別	課税年度	課税番号(登録番号)																																																																
加入者名	鳥取県	口座番号	確認番号																																																															
納付番号		納付区分	自動車税																																																															
課税番号		納税者氏名	様																																																															
納税額	円	延滞金	円																																																															
小計	円	合計金額	円																																																															
延滞金	円	所管	領収日付印																																																															
加入者名	鳥取県	口座番号																																																																
住所氏名	様	納付番号	確認番号																																																															
課税年度	所 属	期 別	税 目																																																															
課税番号	区 分	登録番号	登録番号																																																															
延滞金	円																																																																	
合計金額	円																																																																	
納付額	円																																																																	

⑦ 課税の根拠

この自動車税は、地方税法第146条及び鳥取県条例第135条の2の規定によって課せられたものであります。

⑧ 延滞金

納付期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日割に、税額(1,000円未満の端数があるときは、その金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の延滞金特別基額割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては年における延滞金特別基額割合に年7.3パーセントの割合を加算し、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基額割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

⑨ お知らせ

1 賦課に不服がある場合について
納税者は、この単独の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を添付して提出してください。

また、この賦課の賦課処分取消の訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事)を相手方とする訴訟を提起することができます。なお、他の住民が、この処分についての審査請求を提起する場合は、審査請求に対する裁決を待たずに、他の住民が、この処分についての訴訟を提起するときは、審査請求に対する裁決を待たずに、他の住民が、この処分についての訴訟を提起する場合は、審査請求に対する裁決を待たずに、他の住民が、この処分についての訴訟を提起することができます。

2 処分、処分の執行及び手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を待たないことにつき正当な理由があるとき、その他裁決を待たないことについて、審査請求を完了しないため督促を交付した日から起算して10日を納付期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促処分を完了した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る督促金を完納しない場合に、滞納処分を受けることになります。

第1号様式の3その7（第2条の2、第2条の3、第50条の17関係）

鳥取県 領収済通知書

加入者名	口座番号	減免後の税額	分類区分
鳥取県			
加入者名	口座番号	減免後の税額	円
取納機関番号	納付番号	納付区分	納期限
期別	課税年度	課税番号(登録番号)	

鳥取県 納付(納入)書

加入者名	鳥取県
口座番号	
納付番号	補正番号
税目	自動車税
課税番号	
納期限	
納税者氏名	様
減免後の税額	円
加算金	円
小計	円
延滞金	円
合計金額	円
所管	鳥取県 県税事務局長
領収日付印	

自動車税納付通知書兼減免決定通知書兼領収証書

住所 氏名 様

自動車のあった自動車税については、鳥取県条例第137条の2第1項第一号に該当するので、次のとおり減免を決定します。

納付番号	補正番号	課税年度	所 属
期 別	別	税 目	
課税番号	区 分	登 録 番 号	

税 額 円

減 免 額 円

減 免 後 の 税 額 円

延 滞 金 円

合 計 金 額 円

納 期 限 円

上記のとおり納付してください。

年 月 日

鳥取県 県税事務局長 印

加入者名 鳥取県 口座番号

領収日付印

収入印紙不要

(納税者保管)

②お知らせ

1 減免決定通知について
次のことが生じた場合には、必ず表記の県税事務所へ連絡してください。
(1) 障がい名が変更となったとき。
(2) 手帳の等級が変更になったとき。
(3) 運転免許証が取り消されたとき。
(4) 住所が変更になったとき。
また、座席の申請により減免決定を受けた場合は、決定を取り消すこととなります。

2 賦課に不服がある場合について
納税者は、この車税の賦課について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、この車税の賦課処分に対する審査請求に付して提出してください。
また、この車税の賦課処分の取消しを求め、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となり、判決を被告でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を被告として提起することになります。)
① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手帳の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ 滞納処分についてした日までに、この税金に係る徴収金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を交付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

③課税の根拠
この自動車税は、地方税法第146条及び鳥取県条例第135条の2の規定によって課せられたものです。
④延滞金
納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときは又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の延滞金を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

⑤お持ち帰り
この自動車税は、地方税法第146条及び鳥取県条例第135条の2の規定によって課せられたもので、ATMでのお取り扱いはいけません。(鳥取県/コンビニ店(本部保管))

第1号様式の3その8（第2条の2関係）

（表面）

納税通知書（口座振替用）

自動車税	年度	
登録番号		
課税番号		
税 額		円
納期限（振替日）		年 月 日
指 定 預 金 口 座	金融機関番号	
	金融機関	
	支店名	
	口座番号	

鳥取県 県税事務所長

上記のとおり、あなたが指定した金融機関から振り替えます。 年 月 日

備考 この納税通知書は、口座振替の方法による納付の申出を行った納税者に対する通知に使用すること。

(裏面)

◎課税の根拠

この自動車税は、地方税法第146条及び鳥取県税条例第135条の2の規定によって課せられたものです。

◎延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

◎お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

3 預金残高等の確認について

納期限までに、預金残高等の確認をお願いします。

第1号様式の3その9（第2条の2関係）

（表面）


自動車税納税通知書

県 税							第 号
(納付者)							
年度	登 録 番 号			税 率			
	口座振替区分						
税 額	百	十	万	千	百	十	円
納 期 限							
納 付 場 所							

上記のとおり納付してください。

- 1 この自動車税は、地方税法第146条並びに鳥取県税条例第135条の2及び第142条第3項の規定によって課せられたものです。
- 2 この税額については、鳥取県税条例第9条第2項の規定に基づき、この納税通知書を発した日の翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（この納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

年 月 日

鳥取県 県税事務所長 

(裏面)

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

第1号様式の3その10（第2条の2関係）

鳥取県

納税通知書（一括納付用）

下記の金額を納期限までに同封の納付書により納付してください。

住 所
氏 名
様

納付番号	確認番号	課税年度	所属	期 別
税 目	自動車税	課税番号	別紙内訳書のとおり	区分
登録番号	別紙内訳書のとおり			

税 額	円
納 期 限	年 月 日

年 月 日

鳥取県 県税事務所長

◎課税の根拠

この自動車税は、地方税法第146条及び鳥取県条例第135条の2の規定によって課せられたものです。

◎延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるときは又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

◎お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができま。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分取消の訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）提起することができます。なお、処分の取消の訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消の訴えを提起することもできます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

別紙

年度 自動車税納税通知書（一括納付用）内訳書

納税義務者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
登録番号	課税番号	税額（税率）	登録番号	課税番号	税額（税率）
納期限	年 月 日	計			
		合計			

第1号様式の4その2及び第1号様式の4その3を次のように改める。

第1号様式の4その2（第2条の4関係）

鳥取県

督 促 状

あなたの自動車税が上記のとおり未納となっておりますので、直ちに納めてください。

住 所
氏 名
様

納付番号	確認番号	課税年度
所 属	期 別	
税 目	課税番号	
自動車税		
区 分	登 録 番 号	

税 額	円
納 期 限	
延滞金の割合が引かれる日	年 月 日

鳥取県 県税事務所長 印

この督促状を受け取られたときまでに納付しておられましたら、行き違いですので、あしからず御了承ください。

おしらせ

- 1 滞納処分について
督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。
- 2 督促に不服がある場合について
この督促について不服がある場合は、この督促を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることが出来ます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出ください。

また、この督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)提起することが出来ます。なお、督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで督促の取消しの訴えを提起することが出来ます。

- ① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 延滞金について

延滞金は、納期限までに税金を完納しないときに、その翌日から完納の日までの日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算されます。

第1号様式の4その3（第2条の4関係）

（表面）

市 町 郡 村 （納税者の氏名） 様			
第 号	督 促 状		
年度	税 目	納 期 限	
税 額	円		
加算金	円	加算金	円
延 滞 金	納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に対し、年14.6パーセント（ から までの期間については年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した金額		
上記のとおり滞納となっていますから、至急納付してください。 年 月 日			
鳥取県 県税事務所長 印			

備考 この督促状は、自動車税（証紙徴収の方法によって徴収することができない場合に限る。）及び狩猟税（普通徴収の方法により徴収する場合に限る。）に係る督促について使用すること。

（裏面）

納付場所	
お知らせ 1 完納されない場合について 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押えを受けなければならないこととなります。 2 督促に不服がある場合について この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。 また、この督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、督促の取消しの訴えは、この督促についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで督促の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	

第5号様式の2その5を次のように改める。

第5号様式の2その5（第5条の2関係）

鳥取県

税額等変更通知書

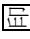
さきに通知した税額等を下記のとおり変更しました。

住 所
氏 名
様

納付番号	確認番号	課税年度	所 属	期 別
税 目	自動車税	登録番号	区 分	

通知済の税額	
変更後の税額	
差引増減額	
変更の理由	
納 期 限	

年 月 日

鳥取県 県税事務所長 

お知らせ

1 賦課に不服がある場合

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができ、審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分取消の訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消の訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかにか該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消の訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 未納額がある場合について
税額変更後に未納税額がある場合は同封の納付書で納めてください。なお、未納税額がない場合は、納付書は同封しておりません。


第17号様式その2を次のように改める。

第17号様式その2（第5条の2、第20条関係）

（表面）

年 月 日

自動車税税額変更・還付（充当）通知書

鳥取県 県税事務所長 

下記のとおり県税を減額・還付（充当）します。

課 税 年 度		税 目			
期 別					
支 出 区 分		納 期 限			
処 理 日		課 税 番 号			
還 付 番 号					
還 付 事 由		登 録 番 号			
		変 更 の 理 由			
変 更 前 の 税 額		変 更 税 額		変 更 後 の 税 額	

還 付 発 生 額										
納付（入）日	本 税			延 滞 金		申 告 加 算 金		重 加 算 金		計
計										
正 当 額										
還 付 額										(ア)
還 付 加 算 金	基礎税額	始期	終期	日数	還付加算金	基礎税額	始期	終期	日数	還付加算金
還 付 加 算 金 の 合 計										(イ)
還 付 額 (ア) + (イ)										(ウ)

充 当 処 理										
税 目	年度	課税番号	期 別	申 告 処 理 区	充 当 状 況 日	本 税	延滞金	加算金	重加算金	計
充 当 額 の 合 計										(エ)

年度		差 引 還 付 額	(ウ) - (エ)
----	--	-----------	-----------

（裏面）

《 お 知 ら せ 》

この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第51号様式及び第52号様式を次のように改める。

年度個人県民税等課税状況報告書
 市町村長 納税義務者数
 令和 年 月 日提出

区分	市町村民税課税額		県民税課税額		市町村民税、県民税及び森林環境税の課税額		市町村民税、県民税及び森林環境税の課税額		課税総額に対する県民税の課税額の割合		課税総額に対する森林環境税の割合		均等割及び所得割を納めるもの		納税義務者数	
	均等割	所得割	均等割	所得割	計	計	計	計	割合	割合	割合	割合	均等割のみ	合計	均等割及び所得割を納めるもの	合計
普通徴収分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
普通徴収分	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	人
特別徴収分																人
合計																人

1 課税総額に関する調べ

区分	所得割の納税義務者数	事業専従者控除	純損失等の前年同月間の繰越控除	総所得金額等	所得控除	課税標準額	算出税額	税額調整額	調整控除	住宅ローン控除	寄附金税額控除	配当戻金等控除	その他の税額控除等	所得割の税額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
普通徴収分	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
特別徴収分														
合計														

2 所得割額に関する調べ

区分	所得割の納税義務者数		所得控除		課税標準額		算出税額		税額調整額		調整控除		住宅ローン控除		寄附金税額控除		配当戻金等控除		その他の税額控除等		所得割の税額		
	納税義務者数	控除人員	納税義務者数	控除人員	納税義務者数	控除人員	納税義務者数	控除人員	納税義務者数	控除人員	納税義務者数	控除人員	納税義務者数	控除人員	納税義務者数	控除人員	納税義務者数	控除人員	納税義務者数	控除人員	納税義務者数	控除人員	納税義務者数
普通徴収分	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
特別徴収分																							
合計																							

3 諸控除等に関する調べ

区分	所得控除		基礎控除		その他の控除		合計	
	納税義務者数	控除人員	納税義務者数	控除人員	納税義務者数	控除人員	納税義務者数	控除人員
普通徴収分	人	人	人	人	人	人	人	人
特別徴収分								
合計								

(記載上の注意)

- この報告書は、当該年度に現年分として課税した総額について記載すること。
- 公的年金からの特別徴収の対象者については、普通徴収分に記載すること。
- 1の表中(4)の額は、同(13)の人員に1,500円を乗じた額に符合し、同(5)の額は2の表中(セ)の額に符合するものであること。
- 1の表中(9)及び(10)の率は、小数点以下4位までとし、5位以下は切り捨てること。
- 「納税義務者数」は、課税人員を記載すること。
- 2の表中(ア)欄の人員は、1の表中(12)の人数と符合するものであり、基礎控除の対象となつた人員であること。
- 2の表中(イ)欄の額は3表中(A)欄の額に、同様に(ロ)欄の額は(B)欄の額に、(ウ)～(ス)欄の額は(C)～(H)欄の額にそれぞれ符合するものであること。

(裏面)

◎延滞金

不足税額については、法定納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合(各年の延滞金特別基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合(以下「平均貸付割合」という。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては平均貸付割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては鳥取県条例第9条第1項の表の左欄(1)の同表の中欄オ及びカ並びに同表の左欄(3)の同表の中欄オに掲げる税額については平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合、その他の税額については当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

◎お知らせ

この県税の賦課処分(特別法人事業税に関する処分を含む。以下同じ。)について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第53号様式の5を次のように改める。

第53号様式の5（第35条の5関係）

申請書 法人県民税均等割減免 変更(取消)届	
年 月 日 鳥取県 県税事務所長 様	主たる事務所等 の所在地
	法人の名称
	代表者職氏名
	電話番号 ()
減免の申請をする場合	鳥取県税条例第41条の3第1項の規定による法人県民税均等割の減免を受けたいので、次のとおり申請します。
	均等割額の 算定期間
	年 月 日から 年 月 日まで
	減免申請額 円
減免の事由が消滅した場合	減免の事由が消滅したので鳥取県税条例第41条の3第3項の規定により申告します。
	消滅の事由
	消滅した日 年 月 日
添付書類	公益社団法人・公益財団法人、公共法人等
	特定非営利活動法人
	(1) 事業報告書 (2) 決算書 (3) 出資又は拠出の事実を証明する書類 (4) その他 ()
	(1) 事業報告書 (2) その他 ()

注 該当のない欄には斜線を引くこと。

第64号様式の2その2を削り、第64号様式の2その1を第64号様式の2とし、同様式を次のように改める。

第64号様式の2（第50条の4関係）

自動車税課税免除申請書

納 税 義 務 者	区 分	所 有 者	使 用 者
	住 所 又 は 所 在 地		
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		
申 請 自 動 車	登 録 番 号	定 置 場	
		市 郡	町 村
申 請 理 由			
課 税 年 度			年度
免 除 税 額			円
<p>鳥取県税条例第137条第 号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の4第1項の規定により、自動車税の課税免除について、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 名 称 代表者の氏名</p> <p>職 氏 名 様</p>			

第64号様式の3から第64号様式の8その5までを次のように改める。

第64号様式の3（第50条の4関係）

運転実績（計画）表

月 別	運 転 日 数	左の日数中、条例第137条第 号の用のため 直接専用した日数	備 考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計	①	②	$\frac{②}{①} =$

第64号様式の4（第50条の4関係）

自動車税課税免除申請書（構造変更車）

納 税 義 務 者 (申請者)	住 所	
	氏 名	
申請する自動車	登 録 番 号	
	用 途	
	定 置 場	
申請する自動車の 内容	特 別 仕 様 (改造) の部分	
免 除 税 額		円
<p>鳥取県税条例第137条第4号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の4第1項の規定により、自動車税の課税免除について、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名</p> <p>職 氏 名 様</p>		

第64号様式の5（第50条の4関係）

自動車税課税免除対象バス認定申請書

年 月 日

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

職 氏 名 様

鳥取県税条例第137条第10号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の4第1項の規定により、年度分の自動車税の課税免除について、下記のとおり申請します。

記

- 1 所有する一般乗合用のバスの車両総数 台
- 2 全路線の年間走行キロ総数 キロメートル
- 3 生活路線の年間走行キロ総数 キロメートル
- 4 課税免除対象バス総数 台
- 5 課税免除対象バスの指定等

区分	登録番号	乗車定員	基準日における当該車両の全走行キロ数 ①	①のうち生活路線の走行キロ数 ②	生活路線の走行率 ②/①	当該車両の主たる定置場
		人	km	km	%	
計		台				

第64号様式の6その1（第50条の5、第50条の17関係）

自動車税課税免除（減免）決定通知書

納税義務者	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び代表者の氏名			
決定事項	年 月 日付けで申請のあった鳥取県税条例第 条第 項第 号の規定に係る下記の自動車税の課税免除（減免）については、次のとおり決定する。			
承認するもの	自動車登録番号	税 目	年 度	免除(減免)税額
		自 動 車 税		円
(注) 適用の要件を欠くに至った場合には、課税免除（減免）を取り消す。				
承認しないもの	自動車登録番号	理 由		
上記のとおり決定しましたので通知します。 年 月 日 氏 名 様 <div style="text-align: right;">職 氏 名 印</div>				

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第64号様式の6その2（第50条の5関係）

自動車税課税免除決定通知書（生活路線バス用）

納税義務者	所在地							
	名称及び代表者の氏名							
課税免除申請の事由	生活路線を運行する一般乗合用のバスに係る自動車税の課税免除							
決定事項	年 月 日付けで申請のあった鳥取県税条例第137条第10号の規定に係る下記の 年度の自動車税の課税免除については、次のとおり決定する。							
承認するもの	区分	登録番号	免除税額	主たる定置場	区分	登録番号	免除税額	主たる定置場
	1				9			
	2				10			
	3				11			
	4				12			
	5				13			
	6				14			
	7				15			
	8				合計 台			
承認しないもの	登録番号		主たる定置場		登録番号		主たる定置場	
上記のとおり決定したので通知します。 年 月 日 氏 名 様 <div style="text-align: right;">職 氏 名 印</div>								

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第64号様式の6その3（第50条の5関係）

（表面）

自動車税課税免除決定通知書		氏 名 様
<p>さきに申請のあった自動車税については、鳥取県税条例第137条に該当するので、次のとおり課税免除を決定します。</p>		
年 度		年度
登 録 番 号		
税 額		円
変 更 後 の 税 額		円
差 引 課 税 免 除 額		円
<p>年 月 日</p>		
		職 氏 名 印
<p>（御注意）</p> <p>1 自動車の継続検査・構造等変更検査を受けられる際は、右の納税証明書が必要になります。</p> <p>2 この決定の後に適用要件を欠くこととなった場合又は虚偽の申請により課税免除決定を受けた場合は、決定を取り消すこととなります。</p>		

（裏面）

お知らせ	<p>この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
------	---

第64号様式の6その4（第50条の17関係）

（表面）

氏 名 様	
自動車税納税通知書兼減免決定通知書	
<p>さきに申請のあった自動車税については、鳥取県税条例第137条の2第1項第 号に該当するので、次のとおり減免を決定します。</p>	
年 度	年度
登 録 番 号	
税 額	円
変 更 後 の 税 額	円
差 引 減 免 額	円
年 月 日	
職 氏 名 <input type="checkbox"/> 印	
<p>（御注意）</p> <p>1 自動車の継続検査・構造等変更検査を受けられる際は、右の納税証明書が必要になります。</p> <p>2 次のことが生じた場合には、必ず表記の県税事務所へ連絡してください。</p> <p>（1）障がい名が変更となったとき。</p> <p>（2）手帳の等級が変更になったとき。</p> <p>（3）運転免許証が取り消された（返納した）とき。</p> <p>（4）住所が変更になったとき。</p> <p>3 この決定の後に適用要件を欠くこととなった場合又は虚偽の申請により減免決定を受けた場合は、決定を取り消すこととなります。</p>	

（裏面）

<p>お知らせ</p> <p>この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

第64号様式の7（第50条の7、第50条の19関係）

自動車税課税免除（減免）決定取消通知書

住 所 氏 名 （納税義務者）	年 月 日
様	
	職 氏 名 印
年 月 日付けで課税免除（減免）の承認をした下記自動車に対する自動車税については、下記の理由により取り消したので、通知します。	
登 録 番 号	
取 消 し す る 期 間	
取 消 し す る 税 額	円
取 消 し す る 理 由	

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第64号様式の8その1（第50条の16関係）

自動車税減免申請書（身体障害者等）					
年 月 日 職 氏 名 様	申 請 者 （ 納 税 義 務 者 ）	住 所			
		氏 名			
		電話番号			
<p>鳥取県税条例第137条の2第1項第1号ア、イ又はウに該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の16の規定により、自動車税の減免について、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
1 申請種別					
1 本人運転 2 生計同一者運転 3 常時介護者運転					
2 身体障害者等の氏名等					
氏 名			電 話 番 号		
住 所			生 年 月 日	年 月 日	
3 手帳の種類・記載事項					
障害の程度	障 害 名	個別等級	その他（総合等級等）		
身体障害者手帳	(障害)	級	級		
傷 病 手 帳		項・款	/		
療 育 手 帳					
精 神 障 害 者					
保 健 福 祉 手 帳		級			
手 帳 番 号			交 付 年 月 日		
都道 市 第 号 府県			(有効年月日： 年 月 日 年 月 日)		
4 新たに減免を受けようとする自動車 ※自動車の使用状況について調査させていただく場合があります。					
新規・買替えの別			1 新規 2 買替え		
登 録 番 号	鳥・鳥取	登 録 年 月 日	年 月 日		
運 転 者 (本人運転以外)	氏 名				
	住 所				
	障 がい 者 の 続 柄	電 話 番 号			
	使 用 目 的 (複数回答可)	ア. 通院 イ. 通所 ウ. 通学 エ. 生業 オ. その他日常生活における移動 ()			
	主 な 通 院 ・ 通 学 先 等	連絡先			
既に減免を受けた 自動車の処分等	登 録 番 号	鳥・鳥取			
	処 分 方 法 等	年 月 日抹消/移転・変更/減免取消 (予定)			
5 減免を受けようとする自動車税の税額					
年 税 額			税 額		
円			円		

第64号様式の8その4（第50条の16関係）

自動車税減免申請書（商品中古自動車）

納 税 義 務 者 (申 請 者)	住 所		
	氏 名		
申 請 する 自 動 車	登 録 番 号	別紙のとおり。(台)	
	用 途	商 品 車	
	定 置 場		
年 度	年 税 額	円	別紙内訳表のとおり。
	減 免 税 額	円	
古 物 商 許 可 証 の 番 号			
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 商品中古自動車証明書の写し <input type="checkbox"/> 古物商許可証の写し	
鳥取県税条例第137条の2第1項第2号に該当する商品中古自動車に係る自動車税の減免を受けたいので、鳥取県税条例施行規則第50条の16第1項の規定により、自動車税の減免について、上記のとおり申請します。			
年 月 日			
住所又は所在地			
申請者 氏名又は名称及び 代表者の氏名			
職 氏 名 様			

(別紙)

内 訳 表

登 録 番 号	年 税 額	減 免 税 額	摘 要
	円	円	
計(台)			

第64号様式の8その5（第50条の16関係）

自動車税減免申請書（教習車）

納 税 義 務 者	区 分		所 有 者			使 用 者			
	住 所 又 は 所 在 地								
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名								
申 請 自 動 車	登 録 番 号			定 置 場					
申 請 理 由				年 度		税 額	円		
自 動 車 の 所 有 状 況 等	区 分		年 間 生 徒 数	自 動 車 台 数					
				所 有 台 数			左 の うち 教 習 用		
				登 録 車	未 登 録 車	計	登 録 車	未 登 録 車	計
				台	台	台	台	台	台
	小 型 四 輪 乗 用 車	構 内					()	()	()
		路 上					()	()	()
	バ ス	構 内					()	()	()
		路 上					()	()	()
	ト ラ ッ ク	構 内					()	()	()
		路 上					()	()	()
計	構 内					()	()	()	
	路 上					()	()	()	
今年度既に減免等を受けている自動車		登 録 番 号							
<p>鳥取県税条例第137条の2第1項第3号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の16第1項の規定により、自動車税の減免について、上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名又は名称及び代表者の氏名</p> <p>職 氏 名 様</p>									

備考 () 内は申請自動車の台数を記載すること。

第64号様式の10及び第64号様式の11を次のように改める。

第64号様式の10（第50条の17関係）

自動車税減免決定通知書（商品中古自動車）

納 税 義 務 者	住 所		
	氏 名		
決 定 事 項			
年 月 日付で申請のあった商品中古自動車に係る自動車税の減免については、次のとおり決定する。			
年 度	区 分	減 免 す る も の	減 免 し な い も の
	登 録 番 号	別紙のとおり（ 台）	別紙のとおり（ 台）
	年 税 額	円	内訳は、別紙のとおり
	減 免 税 額	円	
上記のとおり決定しましたので通知します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">職 氏 名 <input type="checkbox"/></div> 氏 名 様			

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(別紙)

内 訳 表

登 録 番 号	年 税 額	減 免 税 額	摘 要
	円	円	
計 (台)			

第64号様式の11（第50条の19関係）

自動車税減免決定取消通知書（商品中古自動車）

住 所 氏 名 （納税義務者）	年 月 日 様 職 氏 名 印
年 月 日付で減免の承認をした下記自動車に対する自動車税については、下記の理由により取り消したので、通知します。	
登 録 番 号	
取 消 し す る 税 額	円
取 消 し す る 理 由	

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第64号様式の12を削り、第64号様式の13その1からその3までを第64号様式の12その1からその3までとし、第64号様式の12その1から第64号様式の12その3までを次のように改める。

第64号様式の12その1（第50条の20関係）

自 動 車 税 納 税 証 明 書

（継続検査・構造等変更検査用）

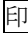
証明書番号 第 号

自動車の所有者（使用者）

車 台 番 号	
登 録 番 号	
本 証 明 書 の 有 効 期 限	年 月 日
備 考	

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

年 月 日

鳥取県 県税事務所長 

第64号様式の12その2（第50条の20関係）

(鳥取県)

自動車税納税証明書

(継続検査・構造等変更検査用)

年度

車 台 番 号	
登 録 番 号	

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

鳥取県 県税事務所長 印

本証明書の有効期限 年 月 日

この証明書は車検又は構造等変更検査を受ける場合に必要となりますので自動車検査証と共に大切に保管してください。

次のいずれかに該当するものは無効です。

- 1 領収印のないもの
- 2 登録番号欄に*****印があるもの（未納金がある場合）
- 3 訂正されたもの

領 収 日 付 印

(納税者保管)

第64号様式の12その3（第50条の20関係）

(鳥取県)

自動車税納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

年度

車 台 番 号	
登 録 番 号	

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

鳥取県 県税事務所長 印

本証明書の有効期限 年 月 日

この証明書は車検又は構造等変更検査を受ける場合に必要となりますので自動車検査証と共に大切に保管してください。

次のいずれかに該当するものは無効です。

- 1 登録番号欄に*****印があるもの（未納金がある場合）
- 2 訂正されたもの

(鳥取県納税貯蓄組合規則の一部改正)

第3条 鳥取県納税貯蓄組合規則（昭和30年鳥取県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>第1号様式（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">納税貯蓄組合設立届</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">取扱税目 (注2)</td> <td>個人事業税・自動車税</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </table>	納税貯蓄組合設立届		年 月 日		略		取扱税目 (注2)	個人事業税・自動車税	略		備考 略		<p>第1号様式（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">納税貯蓄組合設立届</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">取扱税目 (注2)</td> <td>個人事業税・自動車税の種別割</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 略</td> </tr> </table>	納税貯蓄組合設立届		年 月 日		略		取扱税目 (注2)	個人事業税・自動車税の種別割	略		備考 略	
納税貯蓄組合設立届																									
年 月 日																									
略																									
取扱税目 (注2)	個人事業税・自動車税																								
略																									
備考 略																									
納税貯蓄組合設立届																									
年 月 日																									
略																									
取扱税目 (注2)	個人事業税・自動車税の種別割																								
略																									
備考 略																									

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則（平成31

年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

自 動 車 税 証 紙

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

3 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(家賃等の減免又は徴収猶予の申請等)</p> <p>第8条の4 条例第12条の規定による家賃の減免若しくは家賃若しくは敷金の徴収の猶予、条例第21条第3項若しくは第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定による収入超過者家賃等の減免若しくは徴収の猶予又は条例第24条の16第3項の規定による駐車場使用料の減免若しくは同条第4項の規定による徴収の猶予(以下「家賃等の</p>	<p>(家賃等の減免又は徴収猶予の申請等)</p> <p>第8条の4 条例第12条の規定による家賃の減免若しくは家賃若しくは敷金の徴収の猶予、条例第21条第3項若しくは第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定による収入超過者家賃等の減免若しくは徴収の猶予又は条例第24条の16第3項の規定による駐車場使用料の徴収の免除若しくは同条第4項の規定による徴収の猶予(以下「家</p>

減免等」という。)を受けようとするときは、県営住宅家賃等減額(免除)申請書(様式第11号)又は県営住宅家賃等徴収猶予申請書(様式第12号)にその理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができる。

2～5 略

第11号様式(第8条の4関係)

県営住宅家賃等減額(免除)申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の家賃等の減額(免除)を受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号
駐車区画番号 号

氏 名

(電話)

記

略

備考

「減額の希望額」欄は、第8条第1項第3号に該当する者に限り、記入してください。

- 添付書類 1 略
- 2 次の場合に応じ、それぞれに掲げる書類
(1)～(3) 略
(4) 駐車場使用料減免の場合 自動車税の課税免除又は減免に係る決定通知書の写し
- 3 略

賃等の減免等」という。)を受けようとするときは、県営住宅家賃等減額(免除)申請書(様式第11号)又は県営住宅家賃等徴収猶予申請書(様式第12号)にその理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができる。

2～5 略

第11号様式(第8条の4関係)

県営住宅家賃等減額(免除)申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の家賃等の減額(免除)を受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号
駐車区画番号 号

氏 名

(電話)

記



略

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略す

ることができません。

2 「減額の希望額」欄は、第8条第1項第3号に該当する者に限り、記入してください。

- 添付書類 1 略
- 2 次の場合に応じ、それぞれに掲げる書類
(1)～(3) 略
(4) 駐車場使用料免除の場合 自動車税種別割課税免除決定通知書の写し
- 3 略